

# 感染対策指針

## こどもデイサービスらびい

当事業所は、利用者の健康と安全を守るために支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

### 1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル・社会的規範を遵守するとともに、当事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

### 2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

#### (1) 平常時の対策

- 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築のため、感染症予防チェックリストを用いて、委員会メンバーが定期的にチェックする。
- 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
  - 利用者の健康管理
  - 職員の健康管理
  - 標準的な感染予防策
  - 衛生管理
- 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」(含む入職時)を定期的に実施する。
- 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけて出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

## (2) 発生時の対応

- 1) 日常の業務に関する感染事例または感染おそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染症発生時対応マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
  - 2) 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
    - ① 生活空間・動線の区分け(ゾーニング・コホーティング)
    - ② 消毒
    - ③ ケアの実施内容・実施方法の確認
    - ④ 濃厚接触者への対応 など
  - 4) 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
    - ① 利用者保護者
    - ② 法人理事長
  - 3) 感染事例等が発生後は必要に応じて、管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
    - ① 嘴託医:松田博雄(法人理事長)
    - ② 利用者個人の主治医
    - ③ 多摩府中保健所:TEL/042-362-2334 FAX/042-360-2114
    - ④ 三鷹市総合保健センター 健康推進課 保険総務係:TEL/0422-24-7145
    - ⑤ 協力医療機関:杏林大学医学部付属病院小児科:TEL/0422-47-5511(代)

## ＜変更・廃止手続＞

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2025年3月1日から適用する。